

新第65期司法修習生に対する生活実態アンケート資料

NO	内容	頁
1	新第65期司法修習生に対する生活実態アンケート集計結果からわかったこと	1
2	新第65期司法修習生に対する生活実態アンケート集計結果について(概要)	5
3	新第65期司法修習生に対する生活実態アンケート集計結果	9
4	新第65期司法修習生に対する生活実態アンケート自由記載について	23
5	新第65期司法修習生に対する生活実態アンケート依頼状・アンケート用紙	28

新第 65 期司法修習生に対する生活実態アンケート

集計結果からわかったこと

日本弁護士連合会

1 衆議院法務委員会附帯決議（※3P参照）「経済的事 情により法曹になることをあきらめる事態」の 懸念の現実化

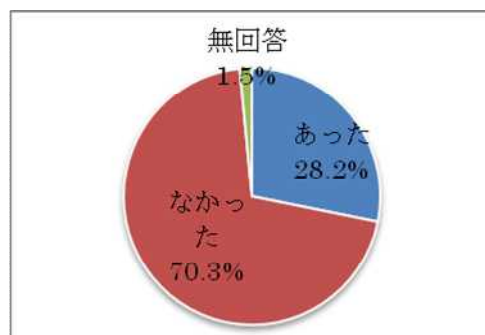
「貸与制による経済的負担」は、司法試験合格者に法曹になることをあきらめ
させる要素のひとつとなっている。

■【アンケート問18、19】より

□司法修習生となることを辞退しようと考えたことがある者が3割弱（28.2%）いること。

□司法修習生となることを辞退しようと考えた理由で、「貸与制に移行したことによる経済的な不安」を挙げた者が9割弱（86.1%）いること。

*司法修習終了後の就職難や弁護士の経済的困難に対する不安を挙げた者（7割強、74.75%）よりも多い。



衆議院法務委員会附帯決議（※3P参照）で懸念していた経済的事情により法曹に
なることをあきらめる事態が既に現実が発生している。

■【自由記載】より

□友人で、今年3回目の受験で背水の陣で合格した者がいるが、経済的に厳しく修習を断念し、一般企業に就職していた。まさに本末転倒であると感じた。

□お金がないことにより、修習を辞退して働き始める合格者もいる。貸与制のまま制度を維持すると、裕福な家庭の人しか、法曹となれない結果となり、法曹界の人材のかたよりが懸念される。

□共に学び合格した友人が経済的理由から辞退してしまった。

□優秀な知人（合格者）が修習に行かず、地方公務員になってしまった。自身の年齢、就職難、貸与制が原因。最後で夢に届かなかった悔しさが伝わってきて、つらかった。

□法学部の後輩達と食事に行く機会があるが、修習生の金銭的負担と試験の不安定さ（減員が現状維持かがわからない）が、ロースクール進学への障害になっているのである。

□貸与制になったのを聞いて、法科大学院進学をやめる大学2～4年生の後輩が多くいた。

2 ほとんどの修習生が修習を意義ある重要なものと認めている

法曹三者の見方、考え方を体験することの重要性

■【自由記載】より

□法曹三者は、立場こそ違いますが同じ法律家なのだという認識を持てた。相手を尊重できることはスムーズな仕事に欠かせないと思う。

実務経験の重要性

■【自由記載】より

□修習を経て、法律実務の奥深さ、難しさを感じた。・・・法曹として実務に入る前には、司法修習が必要不可欠であることを強く感じた。

□司法試験を通じて学んだ理論が、具体的な実務においてどのように運用されているかを見ることができた。



法曹の養成における司法修習生の修習が、質の高い法律家を養成するために重要な役割を果たしていることがわかる。

(→附則「修習資金の貸与については、・・・法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべき」)

3 修習専念義務に基づく修習の実態

①座学ではない実際の法律実務に従事

②公務員と同程度の拘束(約7.3時間)、「残業」もある

修習生は、現実の当事者と生の事件記録に接し、それに基づき、裁判官、検察官、弁護士 の指導の下、法律実務に従事している。

■【アンケート問5、6】より

□弁護修習：訴状、答弁書、調停申立書等の書面作成、法律相談など

□裁判修習：判決起案、文献調査、要件事実のサマリー起案(民事)など

□検察修習：被疑者等の取調べ、検察官面前調書の作成など

■【アンケート問4、7、8】より

□拘束は約7.3時間(除休憩時間)。

□約94%の修習生が「残業」をしている。約36%の修習生が休日にも判決起案や訴状の作成等を行っている(平日各約1.6h、休日各約1h)。

□約86%の修習生が自己研鑽のための自主的な活動(勉強会、研修会等)に取組んでいる(休日は約75%)。(平日各約1.3h、休日各約2.3h)

4 充実した修習のマイナス要因

①貸与返済の経済的不安

②貸与制導入による身分の不安定・不明確化

修習生の貸与返済への経済的不安感の表れ

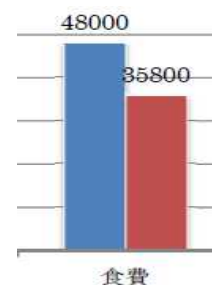
経済的不安により、書籍購入・医者にかかることを自粛する、食費を削るといったような実態もある。

■【アンケート結果】より

63期と65期修習生の食費の毎月の支出額（平均）を比較すると48,000円から35,800円に減少。

■【自由記載】より

- 食費を削る。
- 病院に行くのを控える。
- 書籍は買わない。
- 貸与についてはいずれ返還しなければならないということから、経済的にとても厳しい状況におかれていると考えるので、給費制をとることにより将来の不安よりは目の前の修習に集中できるような環境を整えてほしい。



貸与制導入による身分の不安定・不明確化についての訴え

■【自由記載】より

- 無給なのに、準公務員として義務を課されるのはおかしいと感じる。
- 共済未加入のため、裁判所・検察庁内の診療所も利用不可。
- クレジットカードが作れない。
- 貸与として支給されるお金が収入として扱われてしまうので、父親の社会保険において扶養家族から外されてしまい、新たに国民健康保険に加入し、保険料を支払う必要が生じた。
- 部屋を自分の名前で借りることができない。
- 学生と同視されて、認可保育所の優先順位が下がった。

※衆議院法務委員会附帯決議（抜粋）

2 我が国の司法を支える法曹の使命の重要性や公共性に鑑み、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を要請するために、法曹に多様かつ有為な人材を確保するという観点から、法曹を目指す者の経済的・時間的な負担を十分考慮し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにすること。

3 司法修習生に対する経済的支援については、司法修習生の修習専念義務の在り方等多様な観点から検討し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

5 配属先についての不公平感、住居費負担なしと負担ありの修習生の生活費（平均）の差

修習配属先についての不公平感

■【自由記載】より

□実家や就職希望地からあまりに遠い修習地であったため、引越費用、就職活動費が多大なものとなった。

□修習地を選択できないことで、住居費や就職活動費がかかる上、集合修習においても、入寮が保証されていないなど、修習に伴う金銭的負担が大きく、現在の就職状況も加わり、将来への不安は大きい。

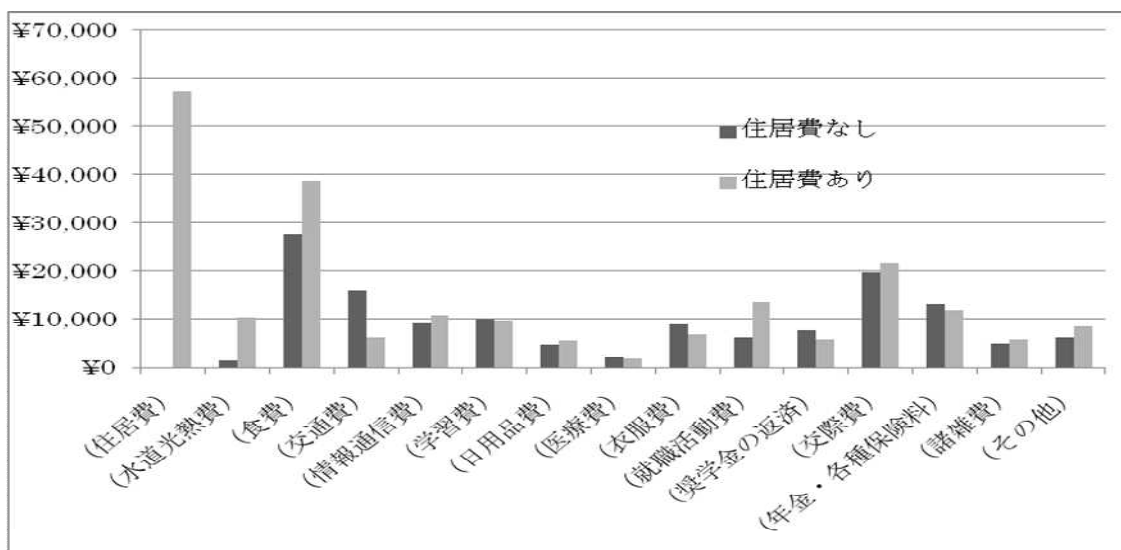
□自宅から通える修習地を希望しても、希望が通らない中、引越し等にかかる費用を全て自己負担というのは、希望通り自宅から通える修習地となった人と比べて費用負担面であまりに不平等。いずみ寮に入寮希望しても希望が通らない中、別途アパート賃貸にかかる費用を全て自己負担というのは、希望通り入寮できた人と比べて、あまりに不平等。

住居費負担なしとありの修習生の生活費の違い

■【アンケート問15】より

住居費負担ありの修習生 ¥215,800

住居費負担なしの修習生 ¥138,000



新第65期司法修習生に対する生活実態アンケート集計結果について (概要)

日本弁護士連合会

1 実施概要

(1) 実施対象

新第65期司法修習生（アンケート送付数：2001通）

(2) 実施時期

2012年6月26日から7月30日まで

(3) 実施方法

配属地の弁護士会にて配布，回収

(4) 回答数

717通（回答率：35.8%）

(5) 実施目的

司法修習生の生活実態を明らかにすること

2 結果概要

(1) 実務修習について

① 配属地，引越しの有無について（問1～3）

第1希望の修習地に配属された人は56.9%，第1・第2希望の修習地に配属された人は合計で72.9%であり，概ね希望通り配属されている。

ただ，希望地として記載していなかったところに配属されたと回答した人が7.1%いる。

また，約6割（59.1%）の修習生が配属地での修習のために引越しが必要であったと回答している。

② 修習の拘束時間，拘束時間外の活動について（問4～8）

定時の拘束時間の平均は約7.3時間（休憩時間を除く）であり，一般の公務員と同じ拘束時間である。

平日では約94%，休日では約36%の修習生が拘束時間外に「実務修習のための活動」として下記のような活動に取り組んでいる。

これらの活動を行っている平均時間は，平日約1.6時間，休日約1時間である。

判決案， 決裁文書， 訴状等の起案	93.6%
文献等の調査や事件記録の検討	89.7%
法律相談への立ち会い	73.2%
弁護士会の委員会等への同行	69.3%

また，平日では約86%，休日では約75%の修習生が拘束時間外に「自己研鑽のための自主的な活動」として下記のような活動に取り組んでいる。

これらの活動を行っている平均時間は，平日約1.3時間，休日約2.3時間である。

修習生同士の勉強会への参加	58.2%
弁護士等との勉強会への参加	84.7%
弁護士会のシンポジウム、研修会等への参加	62.5%
自習	81.3%
知識を習得するための学習	40.4%

(2) 就職活動について

① 就職活動の状況について（問10～11）

約9割（94.3%）の修習生が就職活動を行っている・行ったと回答している。履歴書の送付件数の平均は約18か所であり，事務所・民間企業等の訪問回数の合計の平均は約11回である。

② 採用内定状況について（問12～13）

就職活動を行った結果，2012年7月時点で採用内定を得ることができていないと回答した修習生は41.6%で，厳しい就職状況が窺える。

(3) 経済状況について

① 毎月の平均支出額について（問14～15）

約5割（51.7%）の修習生が，主たる生計維持者（貸与金や貯蓄などを原資とする金銭によって，世帯の半分以上の支出を賄っている者をいう。）であると回答している。

実務修習期間中の標準的な1か月間の平均支出額は下記表の通りである。

全ての費目の合計支出額の平均は約19万3800円である。

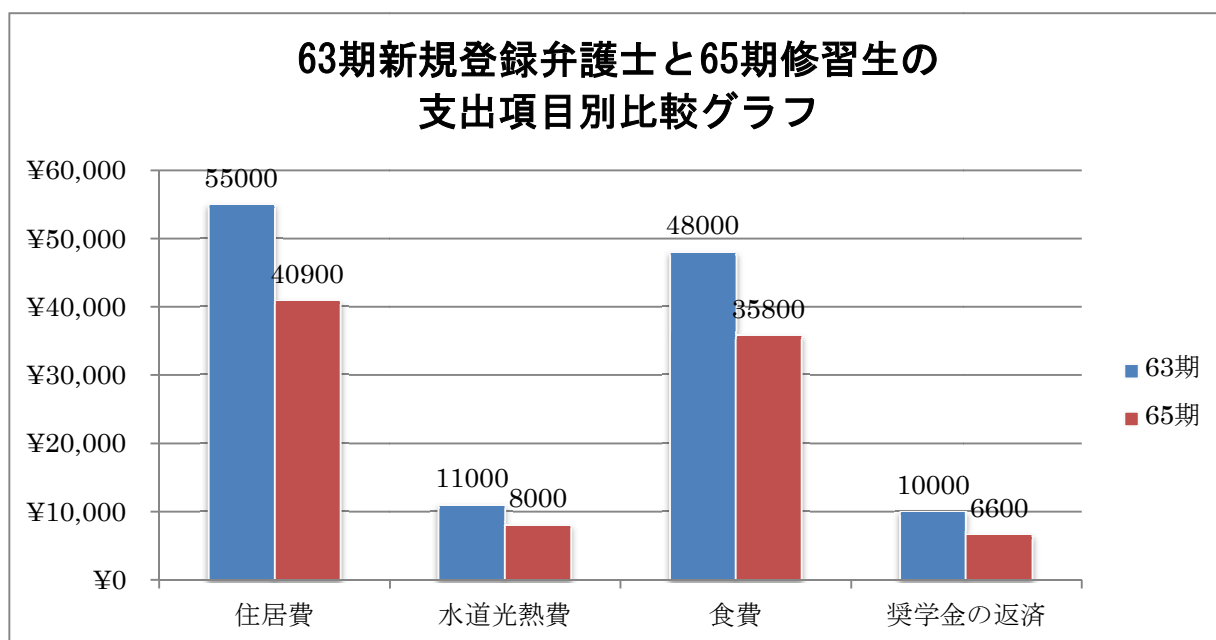
また，住居費の支出がある修習生の平均は約21万5800円，

住居費の支出がない修習生の平均は約13万8000円となっている。前者は後者に比べて、水道光熱費、食費、就職活動費の支出が多くなっている。

	住居費あり	住居費なし	合計
住居費	¥57,000	¥0	¥40,900
水道光熱費	¥10,600	¥1,500	¥8,000
食費	¥39,000	¥27,700	¥35,800
交通費	¥6,300	¥15,600	¥8,900
情報通信費	¥10,800	¥9,200	¥10,300
学習費	¥9,900	¥10,000	¥9,900
日用品費	¥5,500	¥4,800	¥5,300
医療費	¥2,000	¥2,200	¥2,000
衣服費	¥7,000	¥9,000	¥7,500
諸雑費	¥5,800	¥4,900	¥5,600
就職活動費	¥18,700	¥6,300	¥11,600
奨学金の返済	¥6,200	¥7,700	¥6,600
交際費	¥21,500	¥19,700	¥21,000
年金・各種保険料	¥11,800	¥13,000	¥12,000
その他	¥8,600	¥6,400	¥8,000
全項目合計	¥ 215,800	¥ 138,000	¥ 193,800

※十の位を四捨五入しているため各項目の合計値と全項目合計額は一致していない。

2011年5月に現新第63期新規登録弁護士を対象に実施した生活実態アンケートと比較すると、住居費、水道光熱費、食費、奨学金の返済のための支出額はいずれも減少している。



② 特別な出費について（問17）

修習にかかわる特別な出費で修習開始前から現在までの合計額の平均は、就職活動費が約7万3000円、住宅初期費が約11万3000円、引越費用が約3万8000円である。

※なお、このアンケートを回収した時点では、修習生は分野別実務修習の第4クールの中であり、さらに分野別実務修習地から司法研修所までの引越費用・住宅初期費用等が加算されることになる。

（4）修習開始前の状況について

修習辞退について（問18～20）

修習生の28.2%が修習辞退を考えたことがあると回答している。その理由は、貸与制に移行したことによる経済的な不安が86.1%、司法修習終了後の就職難や弁護士の経済的困難に対する不安が74.8%である。

新第65期司法修習生に対する生活実態アンケート集計結果

【実施対象】新第65期司法修習生(アンケート送付数:2001通)
 【実施時期】2012年6月26日から2012年7月30日まで
 【実施方法】配属地の弁護士会にて配布, 回収
 【回答数】717通(回答率35.8%)
 【実施目的】司法修習生の生活実態を明らかにすること

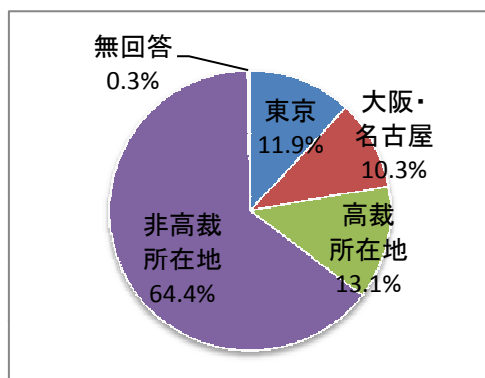
問1 配属された修習地と現在のクールの修習(弁護・検察・刑裁・民裁)をお答え下さい。

①配属された修習地

修習地	人数	修習地	人数	修習地	人数	修習地	人数
東京	79	京都	15	鳥取	5	秋田	7
立川	6	神戸	32	松江	7	青森県	3
横浜	29	奈良	8	福岡	26	札幌	49
さいたま	31	大津	14	長崎	8	函館	12
千葉	24	和歌山	2	大分	23	旭川	6
水戸	1	名古屋	5	熊本	23	釧路	3
宇都宮	9	岐阜	3	鹿児島	5	高松	10
前橋	15	福井	4	宮崎	19	徳島	1
静岡県	23	金沢	14	那覇	8	高知	13
甲府	8	富山	2	仙台	5	松山	7
長野	9	広島	4	福島	7	無回答	2
新潟	23	山口	4	山形	10	合計	717
大阪	69	岡山	19	岩手	6		

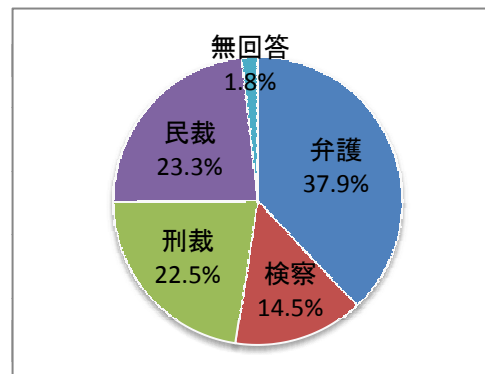
②配属された修習地の所在地

	人数 (人)	割合
東京	85	11.9%
大阪・名古屋	74	10.3%
高裁所在地(東京・大阪・名古屋除く)	94	13.1%
非高裁所在地	462	64.4%
無回答	2	0.3%
合計	717	100%



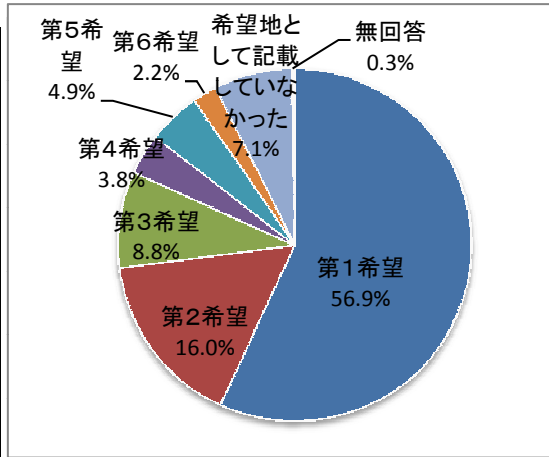
③現在のクールの修習

	人数 (人)	割合
弁護	272	37.9%
検察	104	14.5%
刑裁	161	22.5%
民裁	167	23.3%
無回答	13	1.8%
合計	717	100%



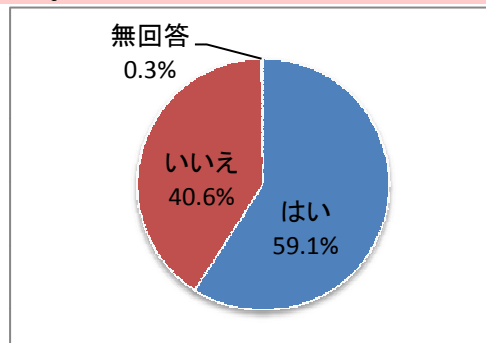
問2 配属された実務修習地は、第何希望でしたか。

	人数 (人)	割合
第1希望	408	56.9%
第2希望	115	16.0%
第3希望	63	8.8%
第4希望	27	3.8%
第5希望	35	4.9%
第6希望	16	2.2%
希望地として記載し ていなかった	51	7.1%
無回答	2	0.3%
合計	717	100%



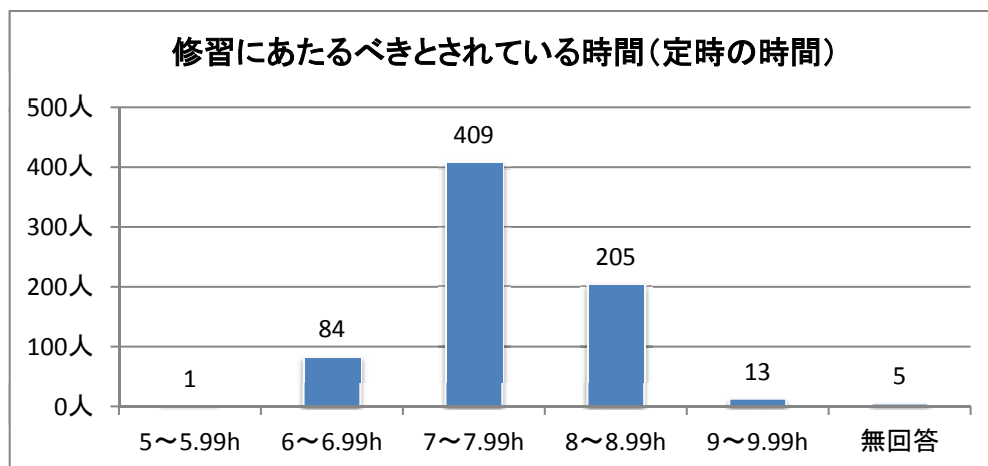
問3 配属地で修習するため、引越が必要でしたか。

	人数 (人)	割合
はい	424	59.1%
いいえ	291	40.6%
無回答	2	0.3%
合計	717	100%



問4 現在の配属先において、修習指導担当の弁護士、裁判官、検事(以下「指導担当」という。)から、修習にあたるべきとされている時間(休憩時間は除いた法律事務所・裁判所・検察庁に必ずいなくてはならない時間。以下「定時の時間」という。)は1日当たり何時間ですか。

時間	人数 (人)	割合	時間(h)
5~5.99h	1	0.1%	平均値 7.32
6~6.99h	84	11.7%	最小値 5.00
7~7.99h	409	57.0%	最大値 9.00
8~8.99h	205	28.6%	
9~9.99h	13	1.8%	
無回答	5	0.7%	
合計	717	100%	



問5 あなたは、これまでの実務修習において、「定時の時間」以外の時間に、実務修習のための活動としてどのような活動を行いましたか、または行っていますか。

	①指導担当から課された判決案(裁判所)や起訴・不起訴の処分について決裁文書(検察)や訴状・準備書面・和解案等(弁護)の起案(作成)		②指導担当から課された課題に答えるために行う文献等の調査や事件記録の検討		③法律事務所内や出張先における法律相談への立ち会い	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
行っている	671	93.6%	643	89.7%	525	73.22%
行っていない	45	6.3%	73	10.2%	191	26.64%
無回答	1	0.1%	1	0.1%	1	0.14%
合計	717	100%	717	100%	717	100.0%

	④弁護修習中の修習指導担当が出席する弁護士会の委員会等への同行		⑤その他	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合
行っている	497	69.32%	157	21.9%
行っていない	219	30.54%	559	78.0%
無回答	1	0.14%	1	0.1%
合計	717	100%	717	100%

⑥その他:接見, 取調べ, 実況見分の立会い, 合議傍聴, 模擬裁判の準備, 事務所内の勉強会, 弁護士会・裁判所・検察庁が提供する各種研修・勉強会プログラムへの出席等

問6 あなたは、これまでの実務修習において、「定時の時間」以外の時間に自己研鑽のための自主的な活動としてどのような活動を行いましたか、または行っていますか。

	①修習生同士で行う事実認定・要件事実等に関する勉強会への参加		②裁判官・検察官・弁護士等が主催して開かれる勉強会への参加		③弁護士会等が主催するシンポジウムや研修会等への参加	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
行っている	417	58.16%	607	84.66%	448	62.48%
行っていない	296	41.28%	106	14.78%	265	36.96%
無回答	4	0.56%	4	0.56%	4	0.56%
合計	717	100%	717	100%	717	100%

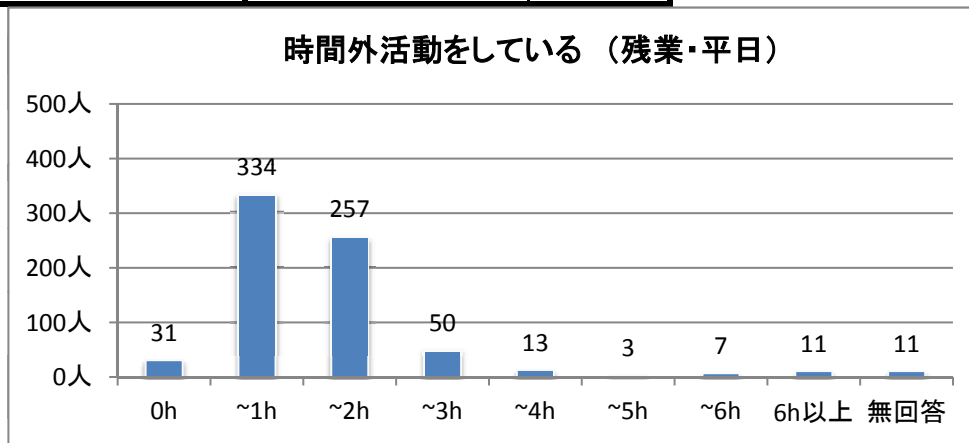
	④基本書や演習書を用いた法律の基本知識や法曹実務に関する自習		⑤税や会計など法曹実務に役立つ知識を習得するための学習		⑥その他	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
行っている	583	81.3%	290	40.4%	68	9.48%
行っていない	130	18.1%	423	59.0%	645	89.96%
無回答	4	0.6%	4	0.6%	4	0.56%
合計	717	100%	717	100%	717	100%

⑥その他:語学学習, 2回試験に向けた勉強, 簿記の資格取得, 各種会合・異業種交流会への参加, 法曹三者で活躍されている方々に話を聞きに行く等

問7 問5の活動を行った時間(残業時間)は、このアンケートに回答する直近の標準的な1週間の平均で1日あたり何時間ですか。

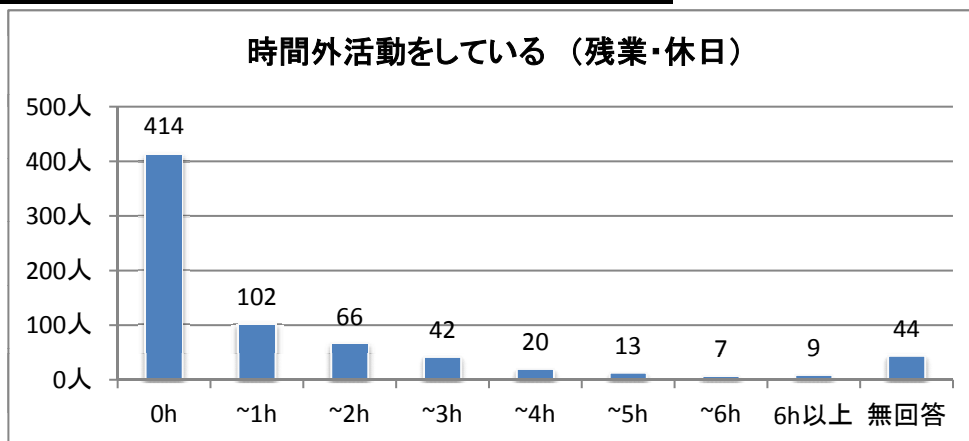
①時間外(残業・平日)

	時間	人数(人)	割合		時間(h)
時間外活動をしていない	0h	31	4.3%	平均値	1.57
時間外活動をしている	~1h	334	46.6%	最小値	.00
	~2h	257	35.8%	最大値	9.00
	~3h	50	7.0%		
	~4h	13	1.8%		
	~5h	3	0.4%		
	~6h	7	1.0%		
	6h以上	11	1.5%		
無回答		11	1.5%		
合計		717	100%		



②時間外(残業・休日)

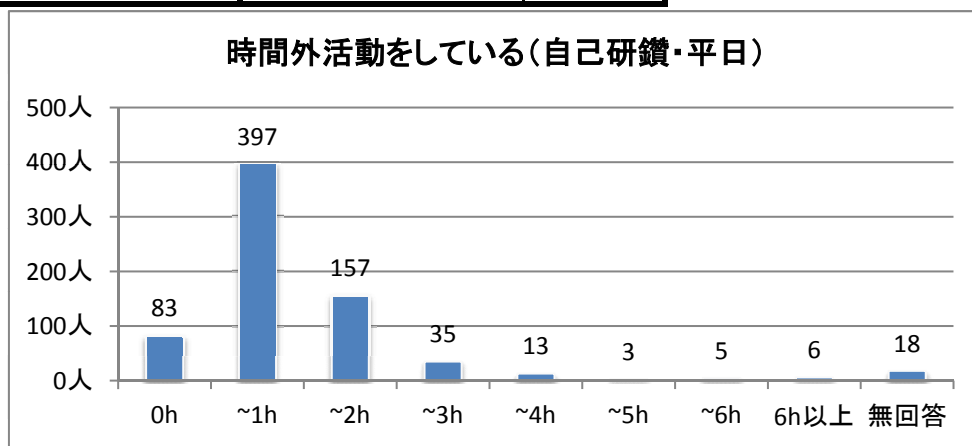
	時間	人数(人)	割合		時間(h)
時間外活動をしていない	0h	414	57.7%	平均値	.9153
時間外活動をしている	~1h	102	14.2%	最小値	.00
	~2h	66	9.2%	最大値	12.00
	~3h	42	5.9%		
	~4h	20	2.8%		
	~5h	13	1.8%		
	~6h	7	1.0%		
	6h以上	9	1.3%		
無回答		44	6.1%		
合計		717	100%		



問8 問6の活動を行った時間(自己研鑽の時間)は、このアンケートに回答する直近の標準的な1週間の平均で1日あたり何時間ですか。

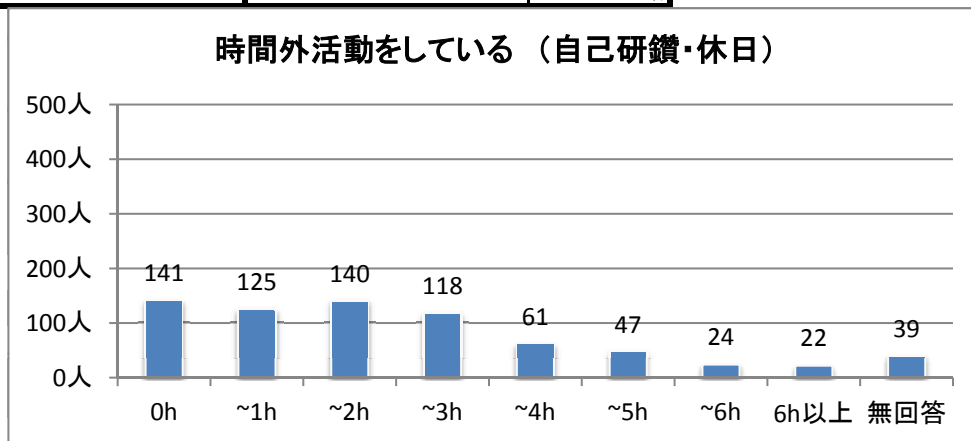
①時間外(自己研鑽・平日)

	時間	人数(人)	割合		時間(h)
時間外活動をしていない	0h	83	11.6%	平均値	1.30
時間外活動をしている	~1h	397	55.4%	最小値	.00
	~2h	157	21.9%	最大値	10.00
	~3h	35	4.9%		
	~4h	13	1.8%		
	~5h	3	0.4%		
	~6h	5	0.7%		
	6h以上	6	0.8%		
無回答		18	2.5%		
合計		717	100%		



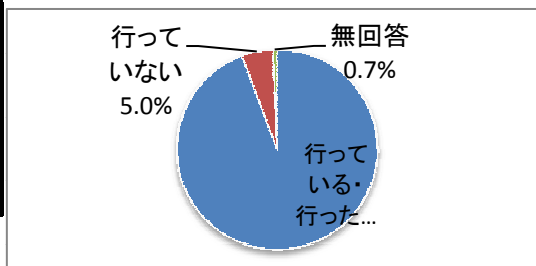
②時間外(自己研鑽・休日)

	時間	人数(人)	割合		時間(h)
時間外活動をしていない	0h	141	19.7%	平均値	2.30
時間外活動をしている	~1h	125	17.4%	最小値	.00
	~2h	140	19.5%	最大値	12.00
	~3h	118	16.5%		
	~4h	61	8.5%		
	~5h	47	6.6%		
	~6h	24	3.3%		
	6h以上	22	3.1%		
無回答		39	5.4%		
合計		717	100%		



問10 あなたは、法律事務所・民間企業等への就職活動を行っていますか、または行いましたか。

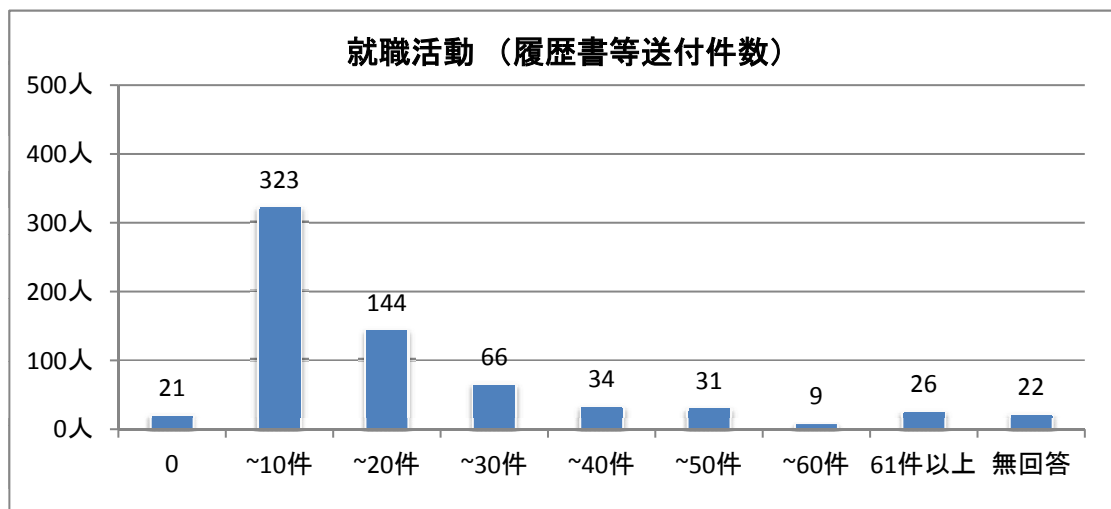
	人数 (人)	割合 (%)
行っている・行った	676	94.3%
行っていない	36	5.0%
無回答	5	0.7%
合計	717	100%



問11 (問10で就職活動を行ったと答えた人で)就職活動のために、履歴書等を送った法律事務所・民間企業等、(採用面接に限らず)訪問した法律事務所・民間企業等は何か所程度ですか。また、法律事務所・民間企業等を訪問した回数の合計は何回ですか。

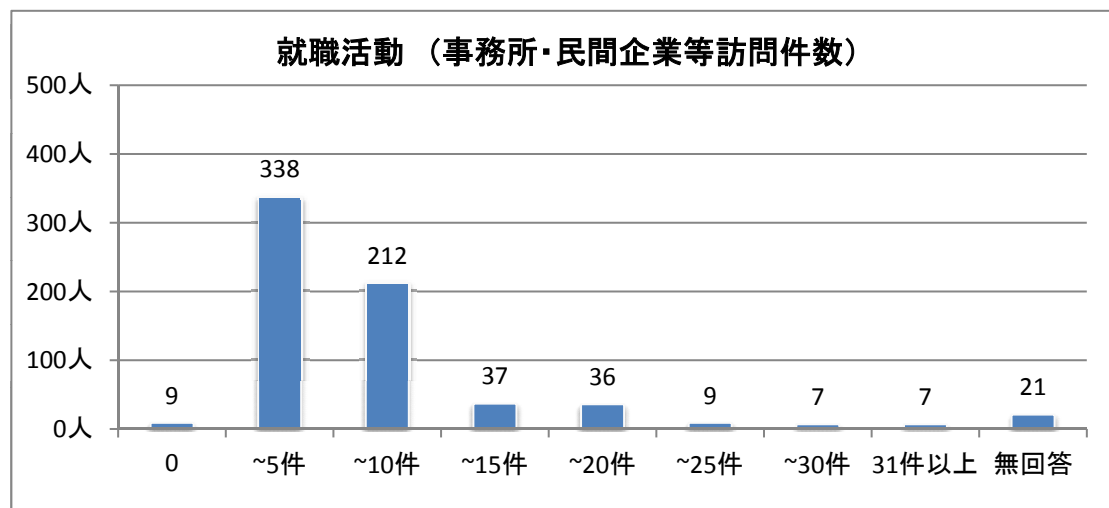
①履歴書等送付

	件数	人数(人)	割合		件数
送っていない	0	21	3.1%	平均値	17.68
送った	~10件	323	47.8%	最小値	0
	~20件	144	21.3%	最大値	100
	~30件	66	9.8%		
	~40件	34	5.0%		
	~50件	31	4.6%		
	~60件	9	1.3%		
	61件以上	26	3.8%		
無回答		22	3.3%		
合計		676	100%		



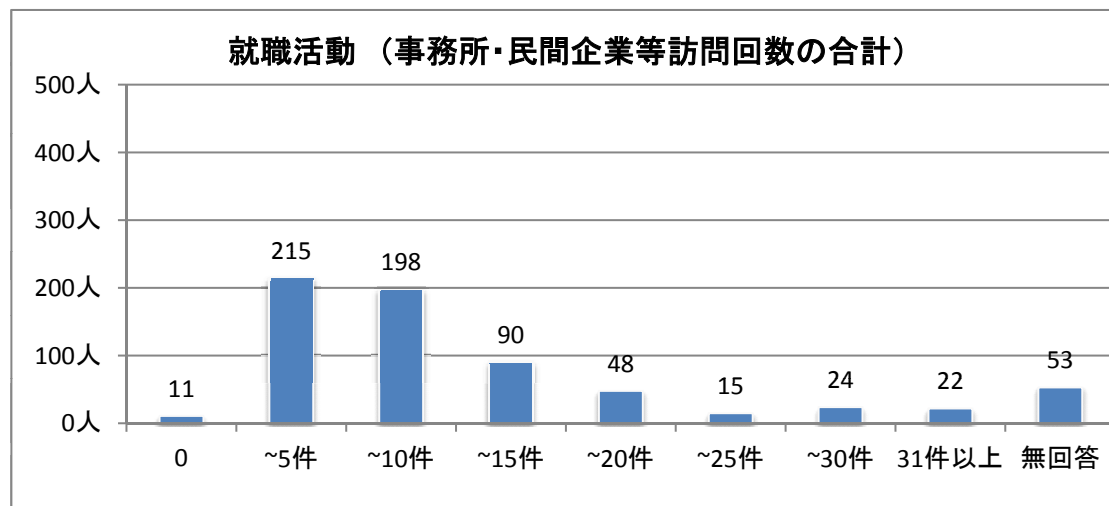
②事務所・民間企業等訪問件数

	件数	人数(人)	割合		件数
訪問していない	0	9	1.3%	平均値	7.36
訪問した	~5件	338	50.0%	最小値	0
	~10件	212	31.4%	最大値	50
	~15件	37	5.5%		
	~20件	36	5.3%		
	~25件	9	1.3%		
	~30件	7	1.0%		
	31件以上	7	1.0%		
無回答		21	3.1%		
合計		676	100%		



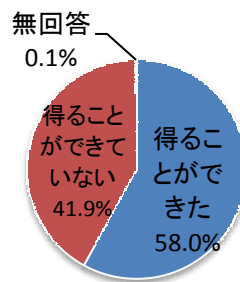
③事務所・民間企業等訪問回数の合計

	件数	人数(人)	割合		件数
訪問していない	0	11	1.6%	平均値	10.69
訪問した	~5件	215	31.8%	最小値	0
	~10件	198	29.3%	最大値	100
	~15件	90	13.3%		
	~20件	48	7.1%		
	~25件	15	2.2%		
	~30件	24	3.6%		
	31件以上	22	3.3%		
無回答		53	7.8%		
合計		676	100%		



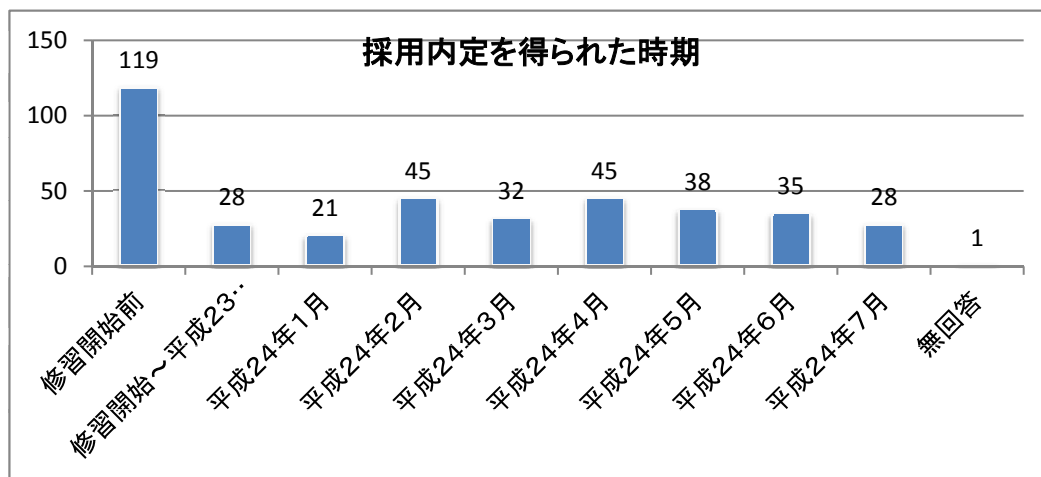
問12 (問10で就職活動を行ったと答えた人で) 就職活動を行った結果、本日まで採用の内定を得ることができましたか。

	人数 (人)	割合
得ることができた	392	58.0%
得ることができていない	283	41.9%
無回答	1	0.1%
合計	676	100%



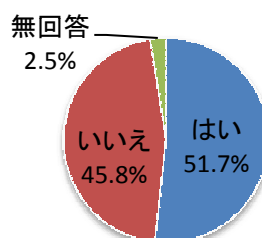
問13 (問12で採用の内定を得ることができたと答えた人で) 採用内定を得ることができた時期はいつでしたか。

	人数 (人)	割合
修習開始前	119	30.4%
修習開始～平成23年12月	28	7.1%
平成24年1月	21	5.4%
平成24年2月	45	11.5%
平成24年3月	32	8.2%
平成24年4月	45	11.5%
平成24年5月	38	9.7%
平成24年6月	35	8.9%
平成24年7月	28	7.1%
無回答	1	0.3%
合計	392	100%



問14 あなたの世帯では、あなたが主たる生計維持者ですか。(※ここで言う「主たる生計維持者」とは、あなたが受けた貸与金やあなたの貯蓄などを原資とする金銭によって、世帯の支出の半分以上を賄っている方とします。)

	人数 (人)	割合
はい	371	51.7%
いいえ	328	45.8%
無回答	18	2.5%
合計	717	100%



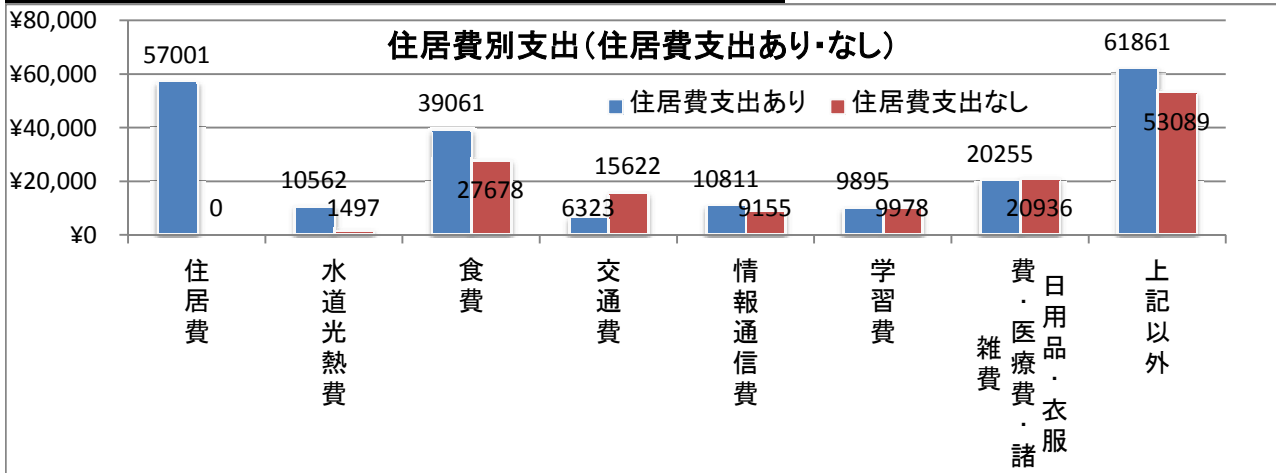
問15 現在の配属先における実務修習期間中の標準的な1か月間のあなた自身の支出の状況について、下記の表に記入して下さい。

住居費支出の有無		住居費	水道光熱費	食費	交通費	情報通信費	学習費	日用品費	医療費
支出していない	回答数	181	181	181	181	181	181	181	181
	平均値	0	1497	27678	15622	9155	9978	4820	2196
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	0	50000	100000	80000	50000	45000	20000	30000
支出している	回答数	460	460	460	460	460	460	460	460
	平均値	57001	10562	39061	6323	10811	9895	5494	1955
	最小値	10000	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	198000	70000	100000	67000	60000	50000	35000	100000
合計	回答数	641	641	641	641	641	641	641	641
	平均値	40905	8002	35846	8949	10344	9918	5304	2023
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	198000	70000	100000	80000	60000	50000	35000	100000
住居費支出の有無		衣服費	諸雑費	就職活動費	奨学金の返済	交際費	年金・各種保険料	その他	全項目合計
支出していない	回答数	181	181	181	181	181	181	181	181
	平均値	8983	4936	6320	7693	19718	12979	6378	137956
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	20000
	最大値	60000	30000	70000	60000	60000	85000	130000	395000
支出している	回答数	460	460	460	460	460	460	460	460
	平均値	6985	5821	13734	6159	21498	11822	8647	215767
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	94800
	最大値	50000	256000	100000	60000	130000	100000	540000	734000
合計	回答数	641	641	641	641	641	641	641	641
	平均値	7549	5571	11640	6593	20996	12149	8006	193795
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	20000
	最大値	60000	256000	100000	60000	130000	100000	540000	734000

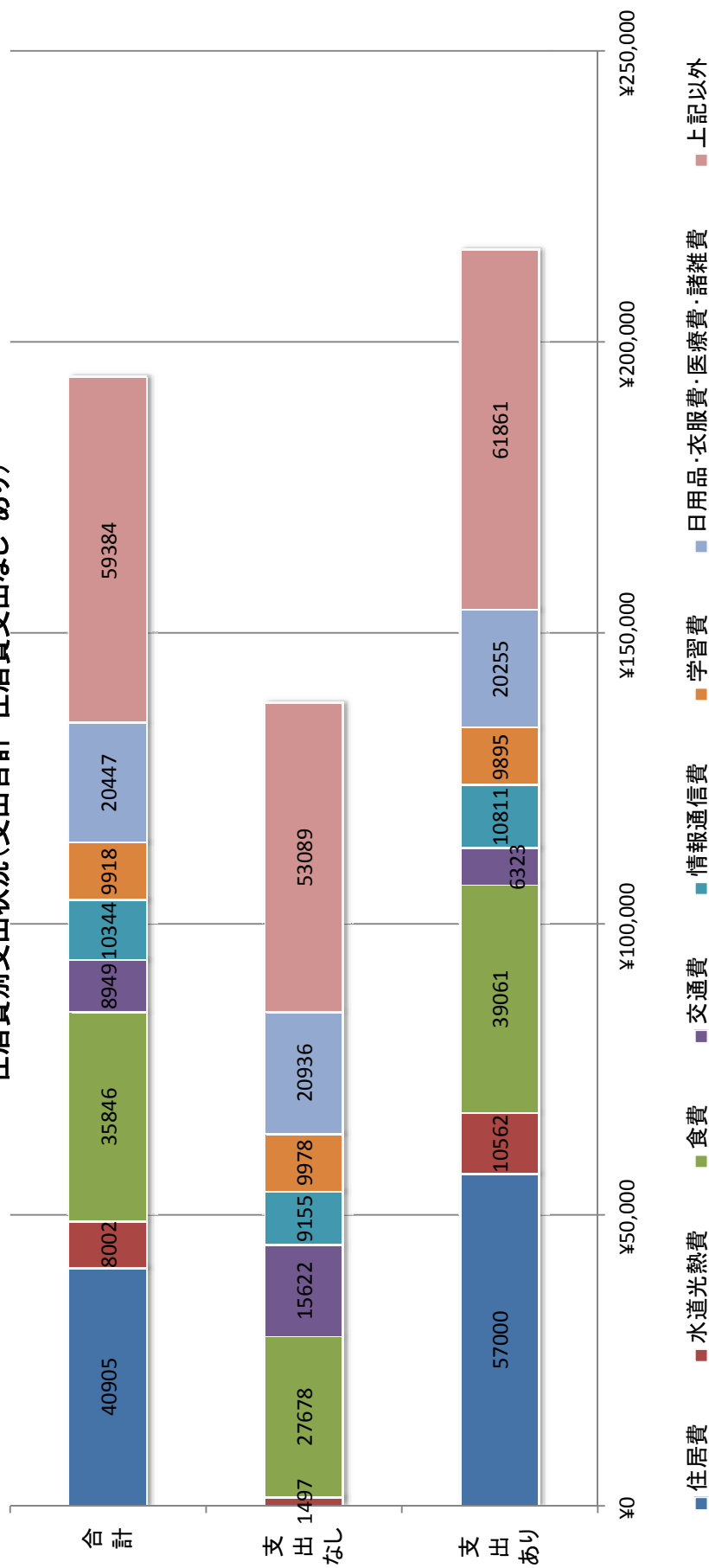
その他:住民税, 司法修習貸与金保証料, 帰省のための交通費, 養育費・教育費, 実家への仕送り, 二回試験後の引越費用・家具家電等購入のための貯蓄等

住居費支出	支出あり	支出なし	合計
回答数	460	181	641
住居費	57001	0	40905
水道光熱費	10562	1497	8002
食費	39061	27678	35846
交通費	6323	15622	8949
情報通信費	10811	9155	10344
学習費	9895	9978	9918
日用品・衣服費・医療費・諸雑費	20255	20936	20447
上記以外	61861	53089	59384
合計	215767	137956	193795

上記以外:
就職活動費, 奨学金の返済,
交際費, その他



住居費別支出状況(支出合計・住居費支出なし・あり)



問16 問15で記載したあなたの支出の原資について、以下の表に記入して下さい。

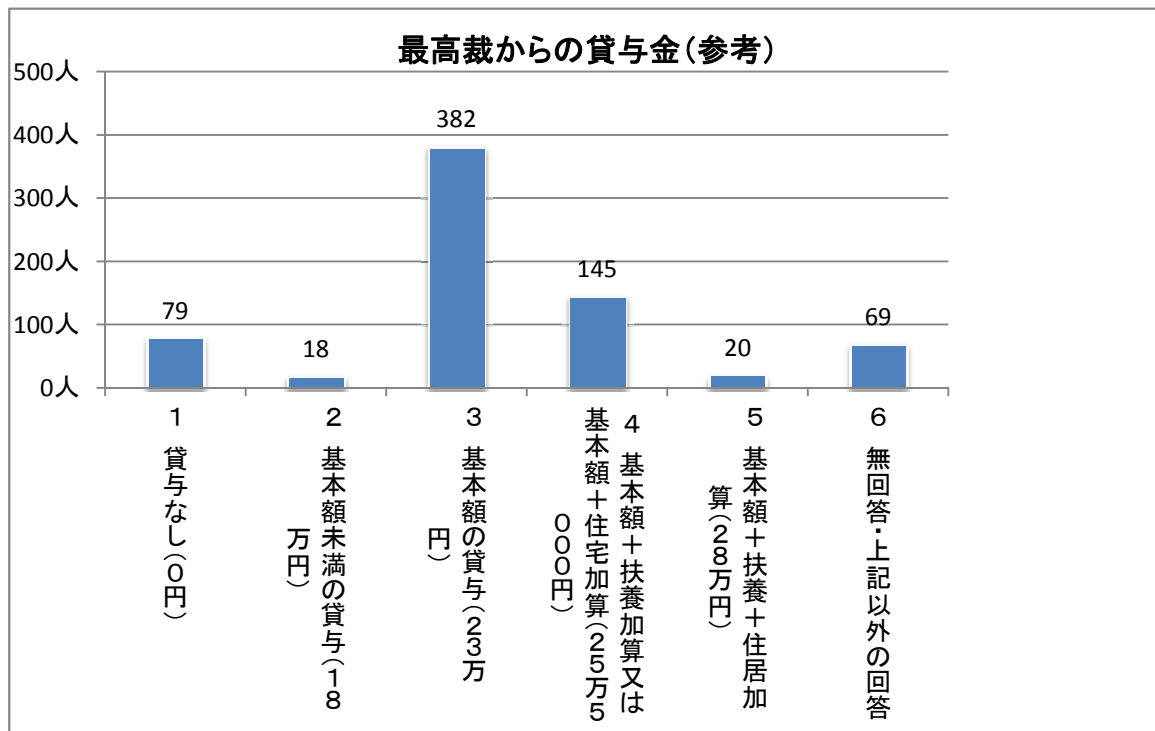
		最高裁判所からの貸与金	その他借入金	親族等からの援助	預貯金等の貯蓄	その他	合計
あり	回答数	610	9	102	79	12	
	割合	85.1%	1.4%	14.2%	11.0%	1.7%	
	平均値(円)	235736	102111	93691	93506	95000	
	最小値	23000	250000	6000	2000	15000	
	最大値	280000	14000	255000	1000000	350000	
なし	回答数	79	680	588	609	677	
	割合	11.0%	94.8%	82.0%	84.9%	94.4%	
無回答	回答数	28	27	27	29	28	
	割合	3.9%	3.8%	3.8%	4.0%	3.9%	
合計	回答数	689	690	690	688	689	691
	平均値(無回答除く)	207536	1332	13850	10737	1655	235130
	最小値	0	0	0	0	0	0
	最大値	280000	250000	255000	1000000	350000	1000000

その他:配偶者・婚約者の所得

※最高裁からの貸与金(参考)

	人数(人)	割合
1 貸与なし(0円)	79	11.0%
2 基本額未満の貸与(18万円)	18	2.5%
3 基本額の貸与(23万円)	382	53.3%
4 基本額+扶養加算又は基本額+住宅加算(25万5000円)	145	20.2%
5 基本額+扶養+住居加算(28万円)	20	2.8%
6 無回答・上記以外の回答	69	9.6%
合計	717	100.0%

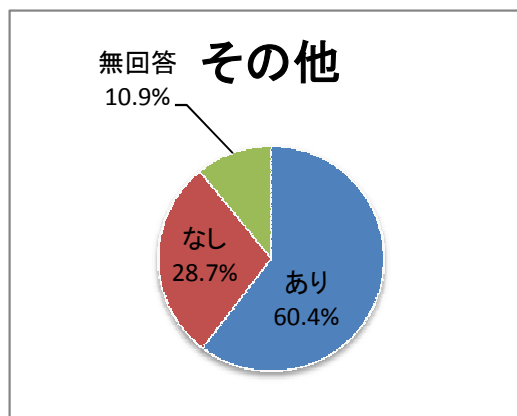
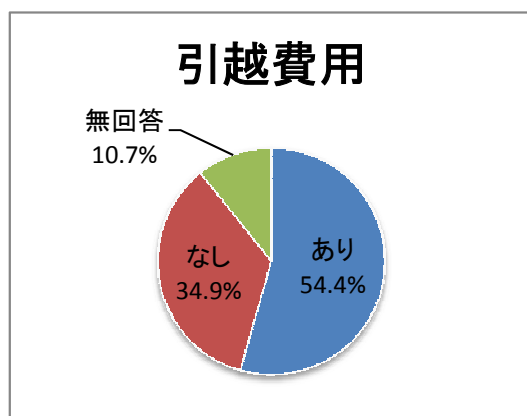
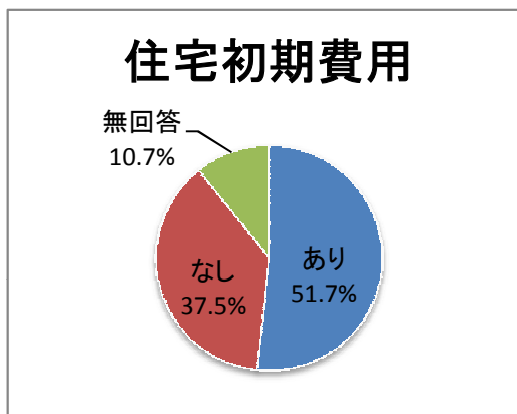
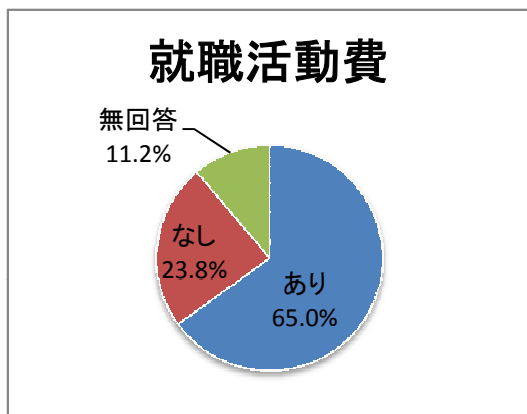
※左記の金額に当てはまらない回答で、金額が2~5に近い場合はそこに含め、金額がかけ離れ出ている場合は、無回答・上記以外の回答に含めている。



問17 問15の他に、修習にかかわる特別な出費があれば、修習開始前からの現在までの合計額を記載してください。

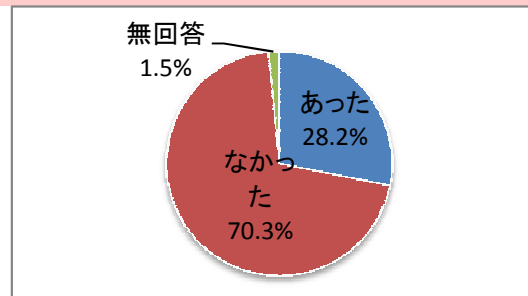
		就職活動費	住居初期費用	引越費用	その他
あり	回答数	466	371	390	433
	割合	65.0%	51.7%	54.4%	60.4%
	平均値(円)	99689	194496	63076	130067
	最小値	1000	10000	3000	4000
	最大値	1200000	3350000	300000	900000
なし	回答数	171	269	250	206
	割合	23.8%	37.5%	34.9%	28.7%
無回答	回答数	80	77	77	78
	割合	11.2%	10.7%	10.7%	10.9%
合計	回答数	637	640	640	639
	平均値(無回答除く)	72928	112747	38437	88136
	最小値	0	0	0	0
	最大値	1200000	3350000	300000	900000

その他:パソコン代, スマートフォン代, プリンター代, スーツ・靴・鞆代, クリーニング代, 一人暮らし用の家具家電, いずみ寮費, オリエンテーションのための交通費・宿泊費等



問18 あなたは、司法修習生となることを辞退しようと考えたことがありましたか。

	人数(人)	割合
あった	202	28.2%
なかった	504	70.3%
無回答	11	1.5%
合計	717	100%



問19 (問18で「あった」と答えた人で) 司法修習生となることを辞退しようと考えた理由は何でしたか。(複数回答可)

	①健康上の問題		②親族との関係(例:介護を要する親族がいるなど)		③貸与制に移行したことによる経済的な不安	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
当てはまる	4	2.0%	11	5.4%	174	86.1%
当てはまらない	197	97.5%	190	94.1%	27	13.4%
無回答	1	0.5%	1	0.5%	1	0.5%
合計	202	100%	202	100%	202	100%

	④司法修習終了後の就職難や弁護士の経済的困難に対する不安		⑤別の進路を考えたため		⑥その他	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
当てはまる	151	74.75%	49	24.3%	13	6.4%
当てはまらない	50	24.75%	152	75.2%	188	93.1%
無回答	1	0.50%	1	0.5%	1	0.5%
合計	202	100%	202	100%	202	100%

その他: 修習地が就職希望地から遠かったから・実務修習地が将来の進路に影響を与えるから、育児上の問題

問20 (問18で「あった」と答えた人で)司法修習生となることを辞退した場合、どのような進路を選択することを考えていましたか。(複数回答可)

	①裁判所職員		②裁判所職員以外の 国家公務員		③地方公務員	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
当てはまる	41	20.3%	45	22.3%	52	25.7%
当てはまらない	159	78.7%	155	76.7%	148	73.3%
無回答	2	1.0%	2	1.0%	2	1.0%
合計	202	100%	202	100%	202	100%

	④民間企業		⑤大学院等への進学		⑥他資格の取得	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
当てはまる	125	61.9%	10	4.95%	30	14.85%
当てはまらない	75	37.1%	190	94.06%	170	84.16%
無回答	2	1.0%	2	0.99%	2	0.99%
合計	202	100%	202	100%	202	100%

	⑦その他	
	人数(人)	割合
当てはまる	25	12.4%
当てはまらない	175	86.6%
無回答	2	1.0%
合計	202	100.0%

その他:1年間アルバイトをして来年再度申し込む, 農業, 大工, 僧侶, 研究者, 主婦, サラリーマン, 自営業

新第65期司法修習生に対する生活実態アンケート自由記載について

日本弁護士連合会

※注：下記1，2は自由記載の原文ではなく要旨を内容ごとに分類してまとめたものである。

1 司法修習において学んだこと，法曹になった後で役立つと思ったこと（問9）

（1）回答数

717通中448人（62.5%）が回答。多くが肯定的な意見。

（2）主な内容

① 法曹三者の見方，考え方を体験することの重要性（多数）

- ・民事，刑事，共に相談・事件発生から裁判，判決に至る過程を体験することができ，各々の段階で誰がどのような考えの下，どういった活動をするのかを知ることができた。今後，事件を取り扱うにあたり，具体的イメージを持って各段階に対処できるようになると思う。実務家の思考過程，重視するポイントを知ることができたので，今後はこれを参考にしていけると思う。
- ・裁判官，検察官，弁護士それぞれの物の見方の異同を知れたこと。法律家の時間の使い方，スケジュールの組み方，人との接し方。共同作業をすべきことと自分でやるべきことの分け方，取組み方。各種書面の書き方。事務的な細かい知識。
- ・一番は，法曹三者は，立場こそ違うが同じ法律家なのだという認識を持てたこと。相手を尊重できることはスムーズな仕事に欠かせないと思う。

② 実務経験の重要性（多数）

- ・司法試験を通ったことで，このまま実務もできると思っていたが，修習を経て，法律実務の奥深さ，難しさを感じた。いずれの配属先でも，指導担当の方が熱心に指導いただき，これ以上ないほど勉強になっている。法科大学院で前期修習を既に終えているという言い方がされることがあるが，仮に座学にしても，法科大学院での授業と，司法修習での講義はまったく質が異なり，法曹として実務に入る前には，司法修習が必要不可欠であることを強く感じた。
- ・事実認定の手法。ロースクールでも扱われていたが，（修習で教わるものと比べて）その内容は雲泥の差があると思う。ロースクールでは理論面を教

えるだけで良いのではないか。ロースクールの授業は、正直中途半端な内容に終わっていると思う。

- ・司法試験を通じて学んだ理論が、具体的な実務においてどのように運用されているかを見ることができた。
- ・全てといっても過言ではない。刑事事件の処理（検察・刑裁）の流れ、民事事件の処理（弁護、民裁）の流れは実際に見ないと到底理解できない。修習を続けることで、修学意欲も増す。

③ 修習の実態（多数）

- ・訴状，答弁書，調停申立書等の書面の作成。検察官面前調書の作成。要件事実を調べたり，民事の期日を傍聴したり（実体法・手続法の知識が深まった），その他起案・課題は基本的に全て役立つ。
- ・民裁：判決起案，要件事実のサマリー起案。検察；取調べ，裁判員裁判リハーサル傍聴。刑裁：判決起案，裁判員裁判評議傍聴，公判整理手続への立会。
- ・弁護修習においては，依頼者との接し方，説得的な書面の書き方を学んだ。また，課外での弁護士との交流では，新人弁護士の生活やポストの接し方も多く学ばせていただいた。裁判修習では，事実認定を行うに当たっての視点，法律・規則規定事項と事実上の運用の違いの他，裁判所の視点から見ることができ，弁護士に必要な能力についても学ぶことができた。検察修習においては，人から話を聞くときの話の進め方，決裁の受け方等について学ぶことができた。
- ・検察修習：取調べ，留置場・刑務所見学，少年院見学，司法解剖立ち会い。刑裁修習：公判傍聴，裁判官への質疑応答と心証形成の仕方，裁判員裁判の評議立会い。民裁修習：リサーチペーパー（文献調査）起案，法廷での発壇，判決フル起案。弁護修習：手形交換所見学，法律相談立会い，修習による法律相談，信用保証協会での外部評価委員会の立会い，児童養護施設宿泊，接見，少年鑑別所での面会，勾留質問傍聴，公正証書作成の立会い，その他起案すべて。

2 貸与制に移行したことによる影響，給費制・貸与制に対する意見（問21）

（1）回答数

717通中574人（80.1%）が回答。

（2）主な内容

① 経済的不安（極めて多数）

- ・食費を削る。
- ・病院に行くのを控える。
- ・書籍は買わない。
- ・奨学金の借金を抱えた上でさらに借金が増えるのが不安。
- ・将来の返済に強い不安あり。
- ・各種手当，ボーナスの支給もない上，月々の奨学金返済（28,000円）があるため苦しい。
- ・弁護士登録費用を払うことができない。

② 修習生の地位・身分が不明確であることからくる不便・不利益（相当数）

- ・貸与として支給されるお金が収入として扱われてしまうので，父親の社会保険において扶養家族から外されてしまい，新たに国民健康保険に加入し，保険料を支払う必要が生じた。
- ・部屋を自分の名前で借りることができない。
- ・クレジットカードが作れない。
- ・裁判所内の診療所を使えなくなった。
- ・共済組合に加入できないため，月々の年金，国保額の負担が重くのしかかっている（共済未加入のため，検察庁内の診療所も利用不可。）。
・無給なのに，準公務員として義務を課されるのはおかしい。
- ・学生と同視されて，認可保育所の優先順位が下がった。

③ 修習配属先についての不公平感（多数）

- ・実家や就職希望地からあまりに遠い修習地であったため，引越費用，就職活動費が多大なものとなった。貸与制は事実上，自己負担ということだが，修習希望地からあまりに遠い地域に飛ばされた場合に，このような費用が自己負担というのは不当だと思う。
- ・修習地を選択できないことで，住居費や就職活動費がかかる上，集合修習においても，入寮が保証されていないなど，修習に伴う金銭的負担が大きく，現在の就職状況も加わり，将来への不安が大きい。
- ・自宅から通える修習地を希望しても，希望が通らない中，引越し等にかかる費用を全て自己負担というのは，希望通り自宅から通える修習地となっ

た人と比べて費用負担面であまりに不平等。また、いずみ寮に入寮希望しても希望が通らない中、別途アパート賃貸にかかる費用を全て自己負担というのは、希望通り入寮できた人と比べて、あまりに不平等。

④ 修習専念義務下での貸与制の不合理・不平等感（極めて多数）

- ・実質的には労働をしているのであるから無給はおかしい。
- ・研修医と比べて不平等。
- ・貸与制を続けるのならアルバイトを可能にしてもらいたい。
- ・無給及び拘束時間の長さなどから公立保育所への入所ができなかった。

⑤ 貸与負担軽減の希望（多数）

- ・せめて住居費，光熱費を給費にしてもらいたい。
- ・引越のための初期費用，引越費用という特別出費がきつい。
- ・交通費の負担が大きい。
- ・オールオアナッシングではなく，例えば月10万円でも給費にしてもらいたい。
- ・仮に貸与制を採用するとしても，社会保障の問題や実務修習における経費の負担について配慮し，適切な説明及び対応をすべきであると考えている。

⑥ 経済的な理由で法曹の途をあきらめる事態（相当数）

- ・友人で，今年3回目の受験で背水の陣で合格した者がいるが，経済的に厳しく修習を断念し，一般企業に就職していた。まさに本末転倒であると感じた。
- ・貸与制になったのを聞いて，法科大学院進学をやめる大学2～4年生の後輩が多くいた。
- ・法学部の後輩達と食事に行く機会があるが，修習生の金銭的負担と試験の不安定さ（減員か現状維持かが分からない）が，ロースクール進学障害になっているようである。
- ・お金がないことにより，修習を辞退して働き始める合格者もいる。貸与制のまま制度を維持すると，裕福な家庭の人しか，法曹となれない結果となり，法曹界の人材の偏りが懸念される。就職活動も厳しい中，貸与制を維持しては，法曹を目指す人も減ってしまうため是非給与制の復活を望む。
- ・司法修習開始直前に結婚し，修習地が現在の住所地から引越しをしなくてよい場所にたまたま決まったので良かったが，修習のため引越しをするということになると，真剣に修習辞退を検討しなければならなかったと思う。
- ・共に学び合格した友人が経済的理由から辞退してしまった。今後はそのようなことがなくなるようにしてほしい。

⑦ **モチベーションの低下（相当数）**

- ・周りの修習生では、貸与制になったことからモチベーションが低下している者もいる。就職先も厳しい現状において、借金までして修習を強制されるのは明らかに不合理であり、修習に対しての意欲を失ったということである。
- ・貸与についてはいずれ返還しなければならないということから、経済的にとても厳しい状況に置かれていると考えるので、給費制を復活することにより将来の不安よりは目の前の修習に集中できるような環境を整えてほしい。

以上

日弁連法1第127号
2012年（平成24年）6月26日

新第65期司法修習生 各位

日本弁護士連合会
事務総長 荒 中
(公印省略)

新第65期司法修習生に対する生活実態アンケートについて
(依頼)

昨年12月以降、衆議院法務委員会において裁判所法の一部を改正する法律案が審議されていましたが、去る6月8日に衆議院本会議において、民主党・自民党・公明党の三党の合意に基づく修正案が可決されました。可決された修正案によれば、現在様々な問題が指摘されている法曹養成制度について、「学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、法律の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずる」ものとしています。そして、修習資金の貸与については、「司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきもの」とされ、本年6月1日及び6月8日の衆議院法務委員会においても修正案提出者から「給費制に戻すことを排除しない趣旨」である、新第65期以降の司法修習生にも「(過去に遡って) 公平、平等な支援を検討する」との答弁がされています。

今後、上記合議制の組織での検討にあたり給費制の復活を含む司法修習生に対する経済的支援を獲得するためには、現在貸与制が実施されている司法修習生の経済実態を調査し、それを議論に反映させていくことが極めて重要であると考えます。

そこで、当連合会では、新第65期司法修習生を対象に司法修習中の生活実態を調査するべく、アンケートを実施することといたしました。

つきましては、別紙のアンケート用紙に回答の上、【7月30日（月）までに】御自身の実務修習地である弁護士会まで御提出いただきたく御依頼いたします。

なお、アンケートは匿名で、回答結果は個人が特定できないような形で集計・分析を行い、上記合議制の組織への提出資料とさせていただきますので、可能な限り御協力をお願いいたします。

【本件に関するお問合せ先】

日本弁護士連合会法制部法制第一課（担当：増田・日置）

TEL：03-3580-9939

新第65期司法修習生に対する生活実態アンケート

- 調査対象：新第65期司法修習生
■回答期限：2012年7月30日（月）
■お問い合わせ先：日本弁護士連合会法制部法制第一課 増田・日置 TEL：03-3580-9939

第1 実務修習について

1 配属地についてお聞きします。

問1 配属された修習地と現在のクールの修習（弁護・検察・刑裁・民裁）をお答え下さい。

- ① 配属地 ()
② 現在のクールの修習 ()

問2 配属された実務修習地は、第何希望でしたか。

- ①第 () 希望 ②希望地として記載していなかった

問3 配属地で修習するため、引越が必要でしたか。

- ①はい ②いいえ

2 修習の時間及び内容についてお聞きします。

問4 現在の配属先において、修習指導担当の弁護士、裁判官、検事（以下「指導担当」という。）から、修習にあたるべきとされている時間（休憩時間は除いた法律事務所・裁判所・検察庁に必ずいなくてはいけない時間。以下「定時の時間」という。）は1日当たり何時間ですか。

[] 時間/日

問5 あなたは、これまでの実務修習において、「定時の時間」以外の時間に、実務修習のための活動としてどのような活動を行いましたか、または行っていますか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①指導担当から課された判決案（裁判所）や起訴・不起訴の処分について決裁文書（検察）や訴状・準備書面・和解案等（弁護）の起案（作成）
②指導担当から課された課題に答えるために行う文献等の調査や事件記録の検討
③法律事務所内や出張先における法律相談への立ち会い
④弁護修習中の修習指導担当が出席する弁護士会の委員会等への同行
⑤その他（具体的に)

問6 あなたは、これまでの実務修習において、「定時の時間」以外の時間に、自己研鑽のための自主的な活動としてどのような活動を行いましたか、または行っていますか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①修習生同士で行う事実認定・要件事実等に関する勉強会への参加
②裁判官・検察官・弁護士等が主催して開かれる勉強会への参加
③弁護士会等が主催するシンポジウムや研修会等への参加
④基本書や演習書を用いた法律の基本知識や法曹実務に関する自習
⑤税や会計など法曹実務に役立つ知識を習得するための学習
⑥その他（具体的に)

問7 問5の活動を行った時間(残業時間)は、このアンケートに回答する直近の標準的な1週間の平均で1日あたり何時間ですか。

※修習に従事すべき日(月曜日～金曜日)と、それ以外(土日・祝日・自由研究日)に分けてお答え下さい。

- ① 修習に従事すべき日(月曜日から金曜日) [] 時間/日
② それ以外の日(土日・祝日・自由研究日) [] 時間/日

問8 問6の活動を行った時間(自己研鑽の時間)は、このアンケートに回答する直近の標準的な1週間の平均で1日あたり何時間ですか。

※修習に従事すべき日(月曜日～金曜日)と、それ以外(土日・祝日・自由研究日)に分けてお答え下さい。

- ① 修習に従事すべき日(月曜日から金曜日) [] 時間/日
② それ以外の日(土日・祝日・自由研究日) [] 時間/日

問9 これまでの司法修習において学んだことの中で、今後、ご自身が法曹になった後に役立つと思ったことはどのようなことでしたか。(自由記載)

第2 就職活動について

問10 あなたは、法律事務所・民間企業等への就職活動を行っていますか、または行いましたか。

- ①行っている・行った ②行っていない(→設問第3へ)

問11 就職活動のために、履歴書等を送った法律事務所・民間企業等、(採用面接に限らず)訪問した法律事務所・民間企業等は何か所程度ですか。また、法律事務所・民間企業等を訪問した回数の合計は何回ですか。※同じ法律事務所・民間企業等に複数回訪問した場合にはその合計を合算して記入してください。

- 履歴書等を送った () か所
事務所・民間企業等を訪問した () か所
事務所・民間企業等を訪問した回数の合計 () 回

問12 就職活動を行った結果、本日までに採用の内定を得ることができましたか。

- ①できた ②できていない(→設問第3へ)

問13 採用内定を得ることができた時期はいつでしたか。

- ①修習開始前 ②修習開始～平成23年12月 ③平成24年1月
④同年2月 ⑤同年3月 ⑥同年4月
⑦同年5月 ⑧同年6月 ⑨同年7月

第3 経済状況について

問14 あなたの世帯では、あなたが主たる生計維持者ですか。（※ここで言う「主たる生計維持者」とは、あなたが受けた貸与金やあなたの貯蓄などを原資とする金銭によって、世帯の支出の半分以上を賅っている方とします。）

①はい ②いいえ

問15 現在の配属先における実務修習期間中の標準的な1か月間のあなた自身の支出の状況について、下記の表に記入して下さい。

費目	記載例	金額/月	内訳 (可能であれば 記載下さい)
(1) 住居費(家賃など)	50,000		/
(2) 水道光熱費	12,000		
(3) 食費	30,000		
(4) 交通費(就職活動にかかったものを除く)	5,000		
(5) 就職活動費(交通費、宿泊代など)	20,000		
(6) 学習費(書籍代、勉強会参加費など)	10,000		
(7) 奨学金の返済	20,000		
(8) その他			
① 交際費(懇親会費、冠婚葬祭費など)	12,000		
② 情報通信費(電話・インターネット料金、新聞代、NHK受信料など)	10,000		
③ 衣服費(スーツ代、クリーニング代など)	3,000		
④ 日用品費	5,000		
⑤ 医療費(診察料、薬代など)	0		
⑥ 年金・各種保険料(国民健康保険料、生命保険料など)	30,000		
⑦ 諸雑費(理・美容費など)	3,000		
⑧ その他1 () *住民税、住宅ローン等費目を具体的に記載して下さい。		0	
⑨ その他2 ()		0	
⑩ その他3 ()		0	
合計	210,000		

(参考) 平成24年度国民年金保険料 月額14,980円

問16 問15で記載したあなたの支出の原資について、以下の表に記入して下さい。

費目	記載例	金額/月
(1) 最高裁判所からの貸与金	230,000	
(2) その他借入金	0	
(3) 親族等からの援助	0	
(4) 預貯金等の貯蓄	0	
(5) その他 ()	0	
合計	230,000	

問17 問15の他に、修習にかかわる特別な出費があれば、修習開始前からの現在までの合計額を記載してください。

※就職活動費については、問15で記載した分も合算して計上して下さい。

費目	記載例	金額
(1) 就職活動費(交通費、宿泊費等)	60,000	
(2) 住居を賃借する際の初期費用(敷金・礼金・手数料など)	100,000	
(3) 引っ越し費用(※移動のための交通費は除く)	30,000	
(4) その他1 () ※「修習のために購入したパソコン代」等費目を具体的に記載して下さい。	0	
(5) その他2 ()	0	
(6) その他3 ()	0	

第4 修習開始前の状況について

問18 あなたは、司法修習生となることを辞退しようと考えたことがありましたか。

- ①あった ②なかった(→設問第5へ)

問19 司法修習生となることを辞退しようと考えた理由はなんでしたか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①健康上の問題
②親族との関係(例:介護を要する親族がいるなど)
③貸与制に移行したことによる経済的な不安
④司法修習終了後の就職難や弁護士の経済的困難に対する不安
⑤別の進路を考えたため
⑥その他(具体的に)

問20 司法修習生となることを辞退した場合、どのような進路を選択することを考えていましたか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①裁判所職員
- ②裁判所職員以外の国家公務員
- ③地方公務員
- ④民間企業
- ⑤大学院等への進学
- ⑥他資格の取得
- ⑦その他（具体的に _____)

第5 その他

問21 貸与制に移行したことによる影響（司法修習は「就労」にあらず、認可保育園に子供を預ける優先順位が下がってしまった等）や、その他給費制・貸与制に関する御意見がございましたらお書き下さい。

（自由記載）

以上、御協力ありがとうございました。